

## 柳井地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会 規約

### (名 称)

第1条 本会の名称は、柳井地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下「協議会」という。）とする。

### (目 的)

第2条 協議会は、柳井市内の県管理河川における局所的な集中豪雨や堤防決壊等による大規模な浸水被害に備え、柳井市、下関地方気象台及び山口県が連携して減災のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進するための協議・情報共有を行うことを目的とする。

### (協議会)

第3条 協議会は、別表1の職にある者をもって構成する。

2 協議会は、第1項によるもののほか、必要に応じて別表1の職にある者以外の者（学識経験者等）に出席を要請し、意見を求めることが出来る。

### (協議会の実施事項)

第4条 協議会は第2条の目的を遂行するため、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 現状の水害リスク情報や取組状況の共有
- (2) 円滑かつ迅速な避難のための取組、的確な水防活動のための取組、氾濫水の排水施設運用等に関する取組に対して各構成員が取り組む事項を「地域の取組方針」として作成する。
- (3) 「地域の取組方針」のフォローアップ
- (4) その他、大規模氾濫に対する減災対策に必要な事項

### (幹事会)

第5条 協議会の円滑な運営を行うため、幹事会を設ける。

- 2 幹事会は別表2の職にある者をもって構成する。ただし、必要に応じて幹事を追加することが出来る。
- 3 幹事会は、第2項によるもののほか、必要に応じて別表2の職にある者以外の者（学識経験者等）に出席を要請し、意見を求めることが出来る。

### (幹事会の実施事項)

第6条 幹事会は、次に掲げる事項を実施する。

- (1) 協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うこととし、結果を協議会へ報告する。

### (会議の公開)

第7条 協議会は、原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協

議事に諮り、非公開とすることができる。

2 幹事会は、原則非公開とする。

(協議会資料等の公表)

第8条 協議会に提出された資料等については、速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

2 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第9条 協議会及び幹事会の事務処理を行うため、山口県土木建築部河川課に事務局を置く。

2 事務局は、必要に応じて各構成員の担当者を参集し担当者会議を開催することができる。

(規約の改正)

第10条 本規約の改正は、協議会の決議を得なければならない。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続きその他の運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

本規約は、平成29年5月16日から施行する。

柳井地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会委員

- (委 員) 柳井市長  
          気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台長  
          山口県 総務部 危機管理監  
          〃 土木建築部 柳井土木建築事務所長

柳井地域の県管理河川における大規模氾濫に関する減災対策協議会幹事

(幹 事) 柳井市 危機管理室長  
          "      土木課長  
気象庁 福岡管区气象台 下関地方气象台 防災管理官  
山口県 総務部 防災危機管理課長  
          "      土木建築部 河川課長  
          "          "      柳井土木建築事務所 次長